

2015年12月1日：日本NPOセンター、シーズ共催特定非営利活動促進法の施行記念日「NPO法と政治活動についてあらためて考える」用報告資料用（本資料は、2016年3月5日6日 日本NPO学会18周年次大会（@同志社大学）でのパネル企画資料を転用した。「本セッション」とは学会予定セッションを意味である。）

■「NPOと政治」研究の現状と課題：「NPOと政治」スタディグループ発足のために

本セッションは、「NPOと政治」研究の活性化のために、その研究諸課題を議論するとともに、学会でのスタディグループの意義や今後の研究の発展のための方法を探ることを目的とする。

【「NPOと政治」研究の諸課題】

日本の市民社会は、L・サラモンやR・ペッカネン等、多くの研究者によってその政治的発信力の弱さの問題が指摘されてきた。この状態を肯定するにせよ克服すべきものと考えらるにせよ、NPOと政治との関係は、日本の市民社会や民主主義の特性に関する重要な研究領域であることは明らかである。

国際的に見ても、20世紀第4四半期以後東欧革命などを契機として、新しい市民社会論の発展が見られたが、この動向は新しい民主化の国際的動向と不可分の関係にあった。また、例えばR・パットナムのソーシャルキャピタル論も、そのインデックスの中身として政治参加の要因が不可欠の部分として加えられており、その意義についても常に民主主義との関係が語られてきた。非営利セクターや広く市民社会への関心は、単に経済発展、社会的安定、福祉の増大のみならず、それらをめぐって人々が政治領域における能動的市民としての役割を果たすことの意味と不可分であった。

しかも、近年日本ではいくつかの文脈でNPOと政治との関わりは一層注目を浴びている。

第一に、日本では、公益法人制度改革後の新しい公益法人・一般法人体制の下での、非営利セクターの政治活動の実態の解明（いったいどのように政治活動がなされているのか）と、運用等による制度定着に関わる規範的議論の余地がある状態における規範的探究（いったいどのような政治活動規制が望ましいのか）という二つの水準での研究課題が浮かび上がっている。

KSD事件、日歯連事件のような公益法人と監督官庁・政治家との癒着に関する諸問題を含めた「主務官庁制度の弊害」に対する改革は、公益法人制度改革の二つの目的の一つであった。その結果はどのようなになっているのだろうか。また、「民による公益」の促進は新しいNPOのアドボカシーにどのような影響を与えるのだろうか。これらの問題の把握は、日本の市民社会及び政治に関する制度構造の形成にとって重要である。特活法人の政治

活動規制と公益法人に対する政治活動規制のあり方は大きく異なっており、制度的に不均等な状況も存在している。また、政治活動規制の点では不明確な公益法人の認定によって、すでに政治活動を活発に行う右寄りの公益法人や政権党への政治献金を行う公益法人も生まれている。

一方で非営利団体のアドボカシー活性化の文脈があり、他方で不透明な政治資金や選挙活動の規制の文脈がある。その現状を踏まえ、あるべき制度を議論するべき必要性もまた高いといわざるを得ない。

第二に、日本でNPOセクターの力量の拡大と、国家セクターの変容とがあいまって、NPOの現実的政策活動が重要となっている状況がある。

例えば、環境教育等促進法の立法支援活動を踏まえ、2015年には環境関係のNGOによって「グリーン連合」が形成された。ジャパンプラットフォーム、国際連帯税等、海外協力系の団体も、活発な活動を続けている。また、多くの関係するNPOのアドボカシーを受けて、2015年4月には生活困窮者自立支援法が施行された。格差課題に関する法制化前後におけるNPOのアドボカシー（社会包摂全般や生活困窮者自立支援法の法制化と運用をめぐって）のあり方は、検証すべき重要な経験である。他方、典型的には、厚労省は地域包括ケアシステムを推進し、その中ではNPO、ボランティアが「社会資源」として位置づけられ動員される状況がある。地方創生のかげ声と都道府県／政令指定都市／市町村レベルでの政治とNPOのかかわりも深まっている。

つまり、アドボカシーの一定の前進とともに、従来の国家セクターからの非営利セクターへの業務の移行（あるいは協働）の動向も進んでいる。

このように、NPOは、公共政策の形成及び実施において、無視できない役割を持つようになってきている。NPO/NGO ロビーのあり方を与野党の政党等との関係を含めどのように、整理していくか、それぞれの町域での社会課題に直面するNPOは具体的にどのように法の運用や執行に関わっていくか、多くのNPOにとって切迫した問題となっている。

第三に、昨年の安保関連法をめぐる政治過程は、選挙を媒介とする代表制民主主義と併存する市民の政治活動

に対する社会的注目をもたらした。日常的なそれぞれのミッションの元に活動する NPO/NGO にとって、時々の政治的課題との関わりをどのように整理するのか、ナショナリズムが今後も大きな政治的争点となることが予想される状況において多様な市民社会組織は、どのような実践的・規範的立場を持ち、国内外の市民社会領域の活性化と連帯を作り上げていくか、など、検討されるべき点は多い。

国際的な活動に携わる NGO にとってのみならず NPO の非営利活動・公益的活動にとって、これらの動向がどのような意義を持つのかも様々な文脈で問われているといえるだろう。

以上のいくつかの文脈において、日本においても、近年 NPO・NGO と政治に関する研究活動への関心が高まっていく条件が作られている。

【「NPO と政治」研究の活性化のために】

本研究グループは、2014 年度（2015 年 3 月）大会における三つの政治関係セッションの成果に触発され、政治と NPO とに関わる研究を推進するため呼びかけられた。当然ながら、特定の政治的主張を持つものではなく、広範囲に、政治と NPO との関係を解き明かすことを目的としている。本セッションにおいては、本テーマについての研究活動の諸課題を議論し、かつ研究グループの形成や位置づけを含め学会での研究活動活性化の方法を議論したい。

【パネリスト】

今田 克司（いまた かつじ）

認定特活法人日本 NPO センター常務理事、一般財団法人 CSO ネットワーク代表理事

カリフォルニア大学バークレー校公共政策修士。東京大学大学院総合文化研究科博士課程単位取得。日本太平洋資料ネットワーク、日米コミュニティ・エクスチェンジ JUCEE 代表・CEO、CSO 連絡会事務局長、「ほっとけない世界のまずしさ」事務局長、CIVICUS 事務局次長等歴任。

樽見 弘紀（たるみ ひろのり）

北海学園大学法学部教授、日本 NPO 学会副会長
ニューヨーク大学公共行政大学院修了。立教大学法学研究科政治学専攻博士後期課程単位取得。北海道 NPO パンク理事などを歴任。『公共をめぐる攻防:市民的公共性を

考える』(公人の友社、2006)、「非営利セクターとその資金調達」北海学園大学法学部編『変容する世界と法律・政治・文化』(下巻)(ぎょうせい 2007)等。

目加田 説子（めかた もとこ）

中央大学総合政策学部・公共政策研究科教授
上智大学卒業、ジョージタウン大学修士課程 (M.A.)、コロンビア大学修士課程 (M.S.)、大阪大学大学院国際公共政策研究科博士課程修了 (国際公共政策博士)。経済産業研究所研究員、東京大学客員助教授を歴任。1997 年より地雷廃絶日本キャンペーン (JCBL) 理事。『行動する市民が世界を変えた: クラスター爆弾禁止運動とグローバル NGO パワー』(毎日新聞社、2009)、『地球市民社会の最前線: NGO・NPO への招待』(岩波書店、2004)、『国境を超える市民ネットワーク——トランスナショナル・シビルソサエティ』(東洋経済新報社、2003)、『地雷なき地球へ——夢を現実にした人びと』(岩波書店、1998)、『ハンドブック市民の道具箱』(編著、岩波書店、2002)等。

李 妍焱 (LI YANYAN)

駒澤大学文学部社会学科教授、日中市民社会ネットワーク代表

中国吉林大学外国語学部日本語学科卒業。東北大学大学院文学研究科人間科学専攻博士課程修了 (文学博士)。専門分野は市民社会論/NPO・ボランティア論/中国社会論/ネットワーク論。『中国の市民社会: 動き出す草の根 NGO』(岩波新書、2012)、編著『台頭する中国の草の根 NGO——市民社会への道を探る』(恒星社厚生閣、2008)、『ボランティア活動の成立と展開: 日本と中国におけるボランティア・セクターの論理と可能性』(ミネルヴァ書房、2002)等。

岡本 仁宏（おかもと まさひろ）=モデレーター

関西学院大学法学部教授

名古屋大学法学研究科博士後期課程単位取得退学。専門は政治哲学・市民社会論。編著『市民社会セクターの可能性: 110 年ぶりの大改革の成果と課題』関西学院大学出版会、2015 年、編著『新しい政治主体像を求めて: 市民社会・ナショナリズム・グローバリズム』(法政大学出版局、2014)、編著『ボランタリズム研究』特集: 東日本大震災が市民社会に与えた衝撃~市民社会は何を学ぶか、(大阪ボランティア協会、2013)等